

商標権者のお客様へ

登録商標であることを表すためには？

「®」「商標登録第 1234567 号」「登録商標」「『XXX』」は A 社の登録商標です。」

- ・商標権は指定商品・指定役務の範囲において、登録商標を独占的に使用することができる権利です。
- ・また、登録商標と紛らわしい商標を、指定商品・指定役務の範囲において、排除することができます。上記のように登録商標であることを対外的に明示し、他社による商標権の侵害を予防しましょう。

※取り消し防止のために、登録した商標と同一表記を使用されることをお勧めいたします。

- ・商標権が成立しても、貴社と利害関係のある第三者により、商標権の取り消し（**取消審判**）や無効を求めて審判が請求（**無効審判**）されることがあります。特に登録商標を適切に使用していない場合にはご注意ください。

他社からの侵害の恐れがある場合

- ・商標権が他社に侵害された場合、民事的救済として**差止請求・損害賠償請求（警告・訴訟）**等が可能です。商標権の侵害のおそれがある場合、まず警告を行い、悪質な場合には訴訟を検討します。商標権の侵害のおそれがある場合は、まずご相談ください。

他社による似たような商標の登録を阻止するために

- ・自社の商標登録後に、類似関係が曖昧な他社の商標が登録されてしまう可能性がございます。他社による似たような商標の登録を阻止するため、特許庁に情報提供を行うことで、他人の類似商標の登録を阻止できる場合があります。このような対応には、他社の出願に対する**ウォッチング調査**が有効ですので、ご依頼をご検討ください。

▶ウォッチング調査

- 1 回／年の調査・報告（登録から半年後に初回、その後 1 年毎に調査報告）：5,000 円／年 ※税別
- 3 回／年の調査・報告（登録から 4 か月後に初回、その後 4 か月毎に調査報告）：10,000 円／年

更新手続について

- ・商標権は、**10 年毎（もしくは 5 年毎）**に更新手続を行うことで、半永久的に権利を保持することができます。権利の満了日が近くなりましたら、当所より手続きのご案内を差し上げます。

出願人名称又は住所・ご連絡先が変更になった場合はご連絡ください。

- ・**出願人名称又は住所が変更になった際は、速やかに特許庁へ手続きを行う必要があります。**

商標権者に係る氏名（名称）/住所（居所）変更手続：

1 権利あたり 当所手数料 12,000 円（税別） 印紙代 1,000 円

※第三者への譲渡手続きの場合には、別途費用がかかります。詳しくはご相談ください。

- ・**現在ご使用のメールアドレス又は電話番号に変更が生じた際は、必ず当所までご一報くださいますようお願いいたします**（ご連絡がつかない場合、必要な手続きが取れないおそれがございます）。